

2026年1月26日

研究公正と研究倫理に関する基本方針

公益財団法人海洋生物環境研究所
理事長 神谷 崇

公益財団法人海洋生物環境研究所は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づき、以下の方針を以って研究公正と研究倫理の改善・向上に取り組みを行います。

1. 研究公正・研究倫理

「研究のすべての側面における誠実性」、「研究実施における説明責任」など、高潔さをもって科学的研究を実行し、応用する責任があると認識し、研究公正・研究倫理への取り組みを確かなものにします。

2. 研究不正行為の防止

「捏造」、「改ざん」、「盗用」などの研究不正行為の防止に努めます。

3. 好ましくない研究行為の回避

「研究記録の不適切な管理」、「論文著者の記載における問題」などの好ましくない研究行為の回避に努めます。

4. 公的研究費の適正な取り扱い

公的研究費の不正な使用の防止等について責任体制を明確にし、公的研究費を適正に執行することを遵守します。

5. 所内体制の整備

経営者は、研究公正と研究倫理の改善・向上に努めるため、組織的かつ継続的な体制を整備します。

事業主担当者および部署の長は、研究の代表として研究の適切な管理を行う責任があると認識し、正しい研究倫理を持ち、公正な研究の推進に努めます。

役職員等は、研究公正と研究倫理に必要とされる知識、技術を習得し、研究公正と研究倫理への取り組みを確かなものにします。